



_____1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成28年法律 第101号)に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。 なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことに より、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件(欠格事由)について			
申請資格要件について確認しました			
(2)公正な事業実施について			
公正な事業実施について確認しました			
(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし			
規程類の後日提出について確認しました			
(4)情報公開について (情報公開同意書)			
情報公開について確認しました			
(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について			
兼職がないことを確認しました			
	_		

個別相談の実施				
	hit.			
■申請団体に関する記載	陇			
【申請団体の名称】				
一般社団法人JP-MIRAI				
団体代表者 役職・氏名				
代表理事・矢吹 公敏				
分類				
過去申請団体				
法人番号	団体コード			
6010005034771				
申請団体の住所				
東京都新宿区市谷本村町10-	5			
資金分配団体等としての業務を	を行う事務所の所在地が上記の何	生所と違う場合		
■申請団体が行政機関から受け	けた指導、命令に対する措置の特	大況		
指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況		
該当なし	該当なし	該当なし		
助成申請情報欄の内容につい	ハて誓約します			
2.連絡先情報	i			
部署・役職・氏名				
担当者 メールアドレス				
担当者 電話番号				
3.コンソーシ	アム情報			
(1)コンソーシアムの有無				
コンソーシアムで申請しない	١			
コンソーシアムに関する	3誓約			
[誓約する団体の名称]	[誓約する団体の代表者氏名]	[誓約する団体の役割]		
			育金分配団体又は活動支援団体(以下、「資金分配 かれることとなっても、異議は一切申し立てません。	申請を行うに際し、申請事業を実施するが
			資金分配 団体として採択された場合は、 ・ 般財団	この資金提供契約締結までの間 にコンソー
			が同体に変 更があった場合は申贈を取り下げます。	

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の(1) \sim (4)の事項等

(1)申請資格要件 (欠格事由) について	
(2)公正な事業実施について	
(3)規程類の後日提出について(※通常枠のみ該当)	
(4)情報公開について (情報公開同意書)	
(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について	

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

休眠預金活用事業 事業計画書 【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「Ⅱ、事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体		資金分配団体					
資金分配団体	事業名 (主)	地域連携を通じた外国人労働者の	のウェルビーイング向上事業				
	事業名(副)	~外国人労働者の地域定着促進に	働者の地域定着促進による地域の社会・経済への貢献				
	団体名	一般社団法人JP-MIRAI	社団法人JP-MIRAI コンソーシアムの有無 なし				
事業の種類1 ③イノベーション企画支援事業							
事業の種類2							
事業の種類3							
事業の種類4							

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域。	/分里	F
	(1)	子ども及び若者の支援に係る活動
		① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
		② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
		③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
		③ その他
	(2)日	常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
		③ 働くことが困難な人への支援
		⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
		⑥女性の経済的自立への支援
		③ その他
0	(3)地	2域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	0	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
		⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
		③ その他
	-	③ その他 の他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明	
_8.働きがいも経済成長も	8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状	移住労働者が安全で安心して働くためのニーズ把握と、各ステークホルダーの協働による、適正な労働	
	態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安	環境整備によって、安全・安心な労働環境の整備を長期的に支援し、地域社会全体で移住労働者の権利	
	全・安心な労働環境を促進する。	を守る仕組みづくりに貢献する。	

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的 164/200字

日本国内の関係者の皆様と協力し、外国人労働者の権利をまもり、労働環境・生活環境を改善することにより、責任をもって外国人労働者を受入れ、外国人労働者から『選ばれる日本』となり、 包摂的な経済成長と持続的な社会の実現を目指し、民間企業・自治体・支援団体・学識者・士業の方々など多様なステークホルダーが集まり設立されたプラットフォーム。

(2)団体の概要・活動・業務 197/200字

以下の3つの活動を実施

- ①外国人労働者との情報共有・共助:外国人労働者向けのポータルサイト・アプリを通した情報発信、無料相談窓口の運営
- ②『ビジネスと人権』における協働:企業サプライチェーンにおける人権DD及び相談救済支援、中小企業向けの啓発動画教材作成、倫理的なリクルート実現
- ③学びあいと内外への発信:外国人労働者受入れに関わるマルチステークホルダーの学びあいを深める勉強会やイベントの実施

Ⅱ.事業概要					国外活動の	D有無	-	資金提供契約締結日 採択後の契約時に用いる欄です	ţ
実施時期	(開始)	2025/11/1	(終了)	2028/10/31	対象地域		者の散住・人	本事業における、不動産(土地・建物)購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入(建物新 築含む)は原則できません。自己資金等で購入する場合は 認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ		動者受入に関係す 登録支援機関)、			, 斉団体、受 <i>力</i>	人機関(監	(人数)	500人 (一地域100人の関係者×5地域)	
最終受益者	当該外国 <i>)</i> ●中間受益	で働く外国人労 とを雇用する企業			定技能生)		(人数)	外国人労働者 500人 (一地域100人×5地域) 受入企業 15法人 (一地域3企業以上×5地域) 500人	
事業概要	ステークが みを段階は は、外部の する好事の 性がある。 また、地域 士の学びる	たルダーが連携する 内に実施する。 して、企業側には、 の専門家や実行団 列を創出する。さ 成側でも、これま	るプラット 外国人労関 体、地域関の で希薄展開	フォームを構築 働者の人権配慮や 係者の第三者視が 効果を専門家のも たステークホルク 可能な先進的取終	は既存 や脆弱性への 点を交えた。 協力のもとで が一間の連邦 組みへと昇	字の枠組みを D理解を促す 「コミュニク で定着意欲な	活用)し、現状 「マインドセッ 「ーション活性化 こどの観点から測 にし、継続的なな	地域全体で受入れ環境の改善と定着率の向上を図るものである。多 採把握と意見交換を行うとともに、企業・地域の双方に変容を促す ・トの転換」が求められるが、実際には十分に進んでいない。本事 と研修」を試行的に導入し、外国人労働者のウェルビーイング向上 別定・可視化し、エビデンスに基づいた改善サイクルを回す点にも 対話と実践を両立する場を構築。地域内外の自治体や関係者・専門 レビーイング指標を活用した成果の可視化と、地域プランディンク	取組 事業で 上に資 新規
558/600字									

Ⅲ.事業の背景・課題

(1)社会課題 993/1000字

地方の経済を支えてきた現場労働に関わる外国人労働者の受入れは、長らく「技能実習制度」が中心であり、人材育成を目的とした制度ゆえ、相当の理由がない限り転職が認められていない。しかし、本制度に代わり2027年に創設される「育成就労制度」では、転職要件が緩和され、人材の流動性が高まる。こうした制度変更により、地域・企業が「選ばれる」かどうかが、外国人労働者の確保・定着に直結する。

一般的には、賃金格差が人材流出の主因とされがちであるが、近年の調査結果では、生活満足度と最も強い関連を持つのは「仕事の満足感」であり、給与だけでなく、指導・評価の妥当性やスキルアップの機会など、職場環境が満足感に大きく影響していることが明らかになっている。生活利便性や給与の満足感においては、都市部と地方部に大差がなく、地方部の方が高い評価を得るケースもある。このことは、企業のマインドセットや職場環境の改善によるウエルビーイング向上により、地方の企業でも十分に人材定着を実現し得ることを示唆している。

現状、定着支援の主軸が生活面(日本語教育、多文化共生イベント等)に偏りがちであり、受入企業の行動変容へのアプローチは限定的である。支援団体や関係者へのヒアリングでも、離職や失 踪の背景には、エンゲージメント不足や人権軽視など、職場内の関係性の希薄さがあるとの指摘が多い。

本事業が主に対象とするのは、技能実習・特定技能等で働く外国人労働者とその雇用主である地方の中小企業である。これらの企業は賃金水準が低く、都市部との経済的競争には限界がある一方で、働きがいや人間関係といった「非金銭的魅力」の創出に可能性を持つ。職場での丁寧な指導や、相互理解を促すコミュニケーション、成長機会の提供が、外国人労働者の「仕事の満足感」を高め、ひいては「ここで働き続けたい」という意志に繋がる。

また、地域単位で見た場合も、受入に関わる自治体、企業、支援団体などの連携が不十分で、かつ、他地域の好事例も断片的にしか共有されておらず、具体的な実践への横展開が困難な状況である。

本事業では、こうした背景を踏まえ、地域のステークホルダー同士の連携や企業のマインドセット転換を通じて、外国人労働者のウェルビーイングを向上させ、地域への定着を促進するものであり、地域の持続可能性を左右する中長期的な社会課題への対応である。

(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況

178/200字

行政や民間による日本語教育や相談窓口設置など多文化共生に関する取組みは多く、近年では、外国人受入環境整備交付金を活用した受入企業支援やセミナー開催も多く行われている。一方、セミナーだけでは受入企業の行動変容に繋がりにくく、労働・生活環境の根本要因である企業のマインドセット改革に踏み込んだ取組みは限定的であり、企業の意識変容を促す仕組みの不足が課題である。

(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況

180/200字

労働人口流出に対する危機感の強い地域を中心に、様々な自治体との関係構築・情報交換を行っており、それを通じた優良事例の発掘と発信、失敗・成功事例を学びあう勉強会の実施などを行っている。また、現時点で14の自治体(県市町)にJP-MIRAI会員になっていただいており、多様なステークホルダーとの交流会や勉強会への参加を通じて、様々な視点から、意見交換を行っている。

(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義

194/200字

本事業は、既存施策が十分に対応しきれていない「企業のマインドセット転換」に踏み込み、外国人労働者のウェルビーイング向上を通じた地域定着を図るものである。多くの団体が関与する取組みについて、自由度の高い休眠預金を活用したモデル形成の意義は大きい。また、本制度を活用することで、事業実施地域同士が学び合う場をつくることができるため、課題解決に向け、より効果的な取組みに繋げることが可能となる。

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム

- ・地域の企業で働く外国人労働者のウェルビーイングが向上する。
- ・外国人労働者にとって魅力的な地域となり、労働者の確保・定着に繋がるとともに、地域経済の活性化に寄与する。

(2)-1 短期アウトカム(資金支援)※資金分配団体力00字	モニタリング	指標 100字	初期值/初期状態 10	0字 中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
パイロット事業に参加した企業で働く外国人労働者の		ウェルビーイング(PERMA)の5要素に基づ	支援開始時に測定		当該受益者の7割以上に向上が
ウェルビーイングが向上する。		き、下記指標を設定し、アンケート調査により			見られる
		測定する。			
		①Positive Emotion(ポジティブな気持ち)…仕			
		事が楽しい、気持ちがいい、仕事を認められ嬉			
		しい、挑戦したい仕事がある等			
		②Engagement(何かに没頭すること)…仕事に			
		意欲的に取組める、自分の強みを活かせている			
		等			
		③Relationship(好ましい人間関係)…チームで			
		助け合って働ける、相談できる相手が身近にい			
		る、メンバーの役に立つことができる等			
		④Meaning (人生で重視すること)…仕事にや			
		りがいがある、職場において自分の存在価値を			
		感じられる等			
		⑤Achievement(達成感)…個人の目標を達成			
		できる、諦めずに最後まで取り組める等			
受入企業と地域において、外国人労働者受入れ環境改善		【企業の認識向上】	支援開始時に測定		①当該受益者の7割以上に向上
の必要性に関する認識が向上する。		①「受入環境の課題に気づいた」とする回答割			が見られる
		合			②当該受益者の7割以上に向上
		②自社の改善施策立案・実行率			が見られる
		【地域の認識向上】			③初期値より1.5倍以上増加
		③自治体主導での新たな検討会・施策提案の件			④初期値より1.5倍以上増加
		数			⑤初期値より1.5倍以上増加
		④地域新聞や広報誌などへの掲載回数(認知度			⑥初期値より1.5倍以上増加
		向上の指標として)			
		【関係者間の共通認識の醸成】			
		⑤プラットフォームへの参加団体数、属性の多			
		様性(外国出身者、支援団体など)			
		⑥共通課題・目標として明文化された数			

(2)-2 短期アウトカム(非資金的支援)※資金分配日00字	モニタリング	指標 100字	初期值/初期状態 100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
実行団体が外国人労働者の定着支援に関する専門知識と		①資金調達の状況 (総収入額、資金元)	支援開始時に測定		①初期値より1.5倍以上増加
実務能力を確立し、安定的な組織及び事業運営ができて		②地域ステークホルダーとの連携事案数			②初期値より1.5倍以上増加
いる。		③メディア掲載、HPやSNSなどの情報発信数と			③初期値より1.5倍以上増加
		エンゲージメント率			
実行団体と行政が、調査活動により、外国人労働者が地		①調査回答者数	支援開始時に測定		①100名以上
域に定着するために必要な支援を把握できている。		②調査により特定された支援ニーズの優先度			②優先度に基づいた施策・取組
					みの立案に繋がる

(3)-1 活動:資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
地域関係者による勉強会・意見交換会の開催(ゆるやかなプラットフォームの構築)	3年を通して(2026年6月~2028年10月)	39/2005
ウェルビーイング指標等に基づく外国人労働者に対する調査・モニタリング	1年目(2026年6月~2027年5月)	35/2005
調査やパイロット事業などの結果を踏まえ、地域で優先度の高い取り組みについて議論	2年目(2027年5月~2027年12月)	41/2005
		0/200字
地域の企業に対する『外国人雇用人事セミナー』の実施	1-2年目(2026年8月~2027年12月)	26/2005
パイロット企業(数社)に対する『コミュニケーション活性化研修』の実施	1-3年目(2026年8月~2028年5月)	35/2005
パイロット企業での取り組みのレビューと発信	3年目(2028年1月~2028年8月)	23/2005
		0/200字
外国人労働者と地域が繋がる場づくり(例:地域交流イベント/学校での交流等)	2-3年目(2027年5月~2028年10月)	37/2005
その他優先度の高い取組みの試行・関係者の取組み支援等(相談窓口強化、企業助成等)	2-3年目(2027年5月~2028年10月)	41/2005
		0/200字
	3年目(2028年4月~2028年8月)	29/2005
成果・事例の取りまとめ・対外発信(選ばれる地域・企業としてブランディング)	3年目(2028年4月~2028年10月)	37/200
	3年を通して(2026年6月~2028年10月)	14/2005
(3)-2 活動:組織基盤強化・環境整備:非資金的支援	時期	
組織基盤強化(組織体制、広報、資金管理等)のための勉強会・研修等	3年を通して(2026年6月~2028年10月)	32/2005
実行団体・ステークホルダーへの情報提供・側面支援	3年を通して(2026年6月~2028年10月)	24/200
	3年を通して(2026年6月~2028年10月)	18/200
専門家と協働した、外国人労働者に対する調査の設計(対象者、質問項目、方法論)	3年を通して(2026年6月~2028年10月)	39/2005
実行団体の財政基盤の確立、ステークホルダーとの連携に向けたガバナンス体制の再整備支援	3年目(2028年4月~2028年10月)	
実行団体による成果発信への協力、政策提言策定等への支援	3年目(2028年4月~2028年10月)	

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	プラットフォームの強みを活かし、外国人労働者受入れに関わる多様なステークホルダーへ情報を効果的に広報活動を行う。HPやイベント短信での最新情報や活動報告に加え、優良事例を取り上げた記事発信やイベント開催により地域・企業の具体的な取組みの促進を図る。また、SNS発信を通じて幅広い関心層に情報を拡散し、外国労働者支援の認知向上と共生社会づくりに貢献する。	176/200字
連携・対話	・自治体同士の学び合い支援と、全体案のとりまとめ、関係省庁や関係機関への申し入れを行う。 ・専門家や有識者の協力:調査手法・取組み内容策定への支援を受ける。 ・金融機関との連携:ビックデータの提供などを通して、調査協力を受ける。 ・NPOとの連携:教材提供、研修講師派遣などの協力を受ける。 ・地域おこし協力隊、JICA国際協力推進員やグローカル協力隊などによる側面支援を調整予定。	194/200字

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

VIII — +X-1 1919 - 1 нс	上に 2	
資金分配団体	①実行団体や各地域のプラットフォームに参加した方々が、引き続き取組みを促進できるよう、優良事例の取り上げや情報交換の場の提供などを通して、側面支援を継続する。また、本事業において開発した調査手法やツールを引き続き活用できる体制を整える。 ②資金調達環境の整備と関係省庁への提言という観点から、地方創生関係予算の獲得を目指す。現政権においては、地方創生本部を立ち上げるとともに、地方創生関係の予算を増額する予定であり、活動のスケールアップのため、地方創生本部への情報共有(勉強会への参加要請)や交付金確保などを働きかけていく。	000/400=
実行団体	本事業において設立(又は既存組織の拡充)されるプラットフォームは、形を変えつつも、外国人労働者の受入れや定着に関するステークホルダーの話し合いの場として、その重要性について理解促進を行う。外国人労働者の確保及び定着による地域の社会経済の持続という観点から、自治体が主導する会議体として継続されることが望ましい。その場合において、本事業の実行団体は、引き続き、自治体からの受託(又は補助金)や企業からの協賛金等により、本事業で培ったノウハウを生かして活躍することを期待する。 それに向け、本事業を通しては、実行団体の外国人労働者の定着支援に関する専門知識、安定的な組織・事業運営、経済基盤の構築を支援する。	

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果 658/800字

弊法人は、助成金分配の実績がないものの、以下の要素を通じて実効的な運営体制を築き、事業遂行能力を有する。

①事業実績: 2024年は、民間企業 (24社) からの受託事業及び助トヨタ財団からの助成金併せて、約1億円規模の事業・事務を適正に行っている。特に、25社から受託している『企業協働プログラム (サプライチェーンにおける救済メカニズム)」については、国連人権委員会の訪日報告書でも評価されるとともに、「倫理的なリクルート」についても、全国紙で広く報道されている。

②休眠預金活用事業の経験: 2021年度のコロナ枠JCIE事業「在留外国人への緊急支援と持続的な体制構築」に実行団体として参画した経験があり、資金分配団体の指導により、諸規定の整備などに取り組んだ経験を有するため、資金分配団体の役割についても理解している。同事業の活用により、外国人労働者が活用できるデジタルプラットフォーム(JP-MIRAIポータル/アプリ)が強化され、4200名以上の外国人ユーザー登録がある。

③社会的信用:元東京弁護士会長が代表理事を務め、理事にも現役大手企業幹部、公的セクター出身者などが参画しており、社会的な信用を有する。また、資金分配団体として数多くの事業運営経験を持つJCIEの元執行理事がシニア・アドバイザーを務めており、同氏の助言により、資金分配団体の事業事務を適切に実施することが可能。

④実施体制:POとしてJICA事業等で事業運営管理や評価に従事した経験者、事務担当として休眠預金活用事業の経験者を採用予定である。

(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等

543/800字

①弊法人は、多様なステークホルダー間での学び合いの場として、勉強会やセミナーを定期的に実施。自治体、企業、NPOなど異なる立場の参加者が、外国人材支援に関する最新の課題や事例、 解決策について意見を交換し合い、互いの知見を深めることが可能となっている。また、これらの場を通じて、新たな連携も創出され、各ステークホルダーが自律的かつ持続的に外国人労働者の 確保・定着支援に取り組みに貢献している。

②弊法人は、自治体・国際交流協会向けの勉強会を開催してきており、外国人労働者の受入れを促進するための自治体の優良事例や成功事例を共有することで、各地域が独自の課題解決策を学 び、実践できるよう支援を行ってきた。

③企業との関係においては、2024年より、トヨタ財団の助成を得て、ILOや全国社労士会、有識者及び業界団体などの協力を得て「中小企業向け動画教材」の制作普及を開始しており、学習管理 システムを利用し、学習状況に応じた修了証の発行までのシステムを構築し、2025年半ばから、大手企業サプライチェーン、業界団体、自治体、金融機関など様々なルートでの普及事業を展開す る予定である。また、将来的には、本システムを基盤として外国人雇用に関する企業の認証制度を目指して、関係者と議論を開始している。

畑 宝行団体の草集

Ⅷ.実仃団体の募集		
(1)採択予定実行団体数	5	
	下記の要件を満たす団体を想定。	185/200字
	・自治体と緊密な連携を図り、地域関係者を活動に巻き込むことができる。	
	・企業と対等に向き合い、企業向け研修を実行できる。	
(2)実行団体のイメージ	・専門家の支援を受けつつ、ウェルビーイング調査・評価ができる。	
	自治体や関係者へのヒアリングから、既に企業との関係が構築されている中小企業団体中央会、企業連携協議会、経済同友会、NPO等が該当すると考えられる。	
	3年間の合計として、3000万円	16/200字
(3)1実行団体当り助成金額		
	自治体との緊密な連携が不可欠と考え、特に人材確保・定着に力を入れている産業労働系の部署や、当該部署に紹介いただいた地域の主要団体を中心にヒアリング	176/200字
(4)案件発掘の工夫	を実施。また、長崎県・鹿児島県においては、各県20団体ほどが集まる地域ステークホルダー会議を実施し、本事業の有益性や実現性について議論を行い、多くの参加者に本事業への参画へ関心を寄せていただいている。	

IX.事業実施体制										
	事業統括:	宍戸	健一(JP-MIRAI基	里事)				180/200字		
	アドバイザー:毛受敏浩(元JCIE理事、 7/1 JP-MIRAI理事に就任予定)									
(a) the site of the (to find	Program (Officer	r:2名							
(1)事業実施体制、メンバー	事務要員:	1名								
構成と各メンバーの役割	研究チーム	. :		(JP-MIF	RAIア	ドバイザー)、	授			
	協力機関:		(金融機	関)、		(NPO) 、				
										
			内	訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載			
(2)本事業のプログラム・オ			新規採用人数	1		予定なし(左記メンバーは全員本				
フィサーの配置予定			(予定も含む)	1	名	事業専従予定)				
	2						副担当。全業務の4割程度を想定。			
※資金分配団体用			既存PO人数	1		予定あり(詳細は右記のとおり)				
		名			名					
	整法人は		会において、 事 業	計画や重要		│ - -を決定し、代表理事及び事務局長	 の決裁に寄り事業を執行し、監事の監査を受けており、牽制体制がしかれてい	188/200字		
(3) ガバナンス・	3.									
コンプライアンス体制	1	・・ また、内規に寄り、アドバイザリー会合(有識者、企業代表、労働組合、外国出身者などを含む)により、事業方針について助言を受けている。								
コンノフィノンス体制	コンプライアンス体制について、関連規定の整備が前回休眠預金活用事業の受託の際に整備を行なった。									
	7777		N blomble > 0, C'	NEME V	> IE /II	17日内には東京の東京の文配の				
(4)コンソーシアム利用有無	なし									

資金計画書 バージョン 1 (契約締結・更新问数)

			(天心忡忡) 天初四数/
申請団体/事業種別		資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間		2025/11/01 ~	2028/10/31
資金分配団体	事業名	地域連携を通じた外国人労働者	のウェルビーイング向上事業
	団体名	一般社団法人JP-MIRAI	

		助成金
事業	費	173,348,000
	実行団体への助成	150,000,000
	管理的経費	23,348,000
プロ	1グラムオフィサー関連経費	20,768,000
評佰	西関連経費	7,100,000
	資金分配団体用	2,600,000
	実行団体用	4,500,000
合計	†	201,216,000

1. 事業費			[円]

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事	業費 (A)	3,730,000	77,456,000	47,126,000	45,036,000	173,348,000
	実行団体への助成		70,000,000	40,000,000	40,000,000	150,000,000
	-					
	管理的経費	3,730,000	7,456,000	7,126,000	5,036,000	23,348,000

2. プログラム・オフィサー関連経費

[円]

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
7	プログラム・オフィサー関連経費 (B)	2,890,000	6,856,000	6,856,000	4,166,000	20,768,000
	プログラム・オフィサー人件費等	0	0	0	0	0
	その他経費	2,890,000	6,856,000	6,856,000	4,166,000	20,768,000

3. 評価関連経費

[円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	295,000	2,380,000	2,280,000	2,145,000	7,100,000
資金分配団体用	295,000	880,000	780,000	645,000	2,600,000
実行団体用		1,500,000	1,500,000	1,500,000	4,500,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	6,915,000	86,692,000	56,262,000	51,347,000	201,216,000

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金	助成金による補助率
	合計 (D)	(A/(A+D))
助成期間合計	6,000,000	96.7%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

10gm Ningm	日し真立、以间真立がつの文田「たについて、神廷」とは、神廷川広、神廷地及寺で記載して、たでい。				
年度	予定額[円]	調達方法	調達確度	説明(調達元、使途等)	
2025年度	1,000,000	企業からの受託事業	A:確定済	①企業協働プログラム(サプライチェーンにおける 人権DD及び救済メカニズム支援)、②中小企業向 け教材開発、③倫理的なリクルートなど	
2026年度	2,000,000	企業からの受託事業	A:確定済		
2027年度	2,000,000	企業からの受託事業	A:確定済		
2028年度	1,000,000	企業からの受託事業	A:確定済		

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名		一般社団法人JP-MIRAI	
郵便番号		162-0845	
都道府県		東京都	
市区町村		新宿区市谷本村町	
番地等		10-5	
電話番号		050-6883-5531	
	団体WEBサイト	https://jp-mirai.org/jp/	
		https://www.instagram.com	/jp_mirai/
WEBサイト(URL)	その他のWEBサイト	https://www.facebook.com/	people/JP-MIRAI-
	(SNS等)		
設立年月日		2021/03/18	
法人格取得年月日			

(2)代表者情報

	フリガナ	やぶき きみとし
代表者(1)	氏名	矢吹 公敏
	役職	代表理事
	フリガナ	
代表者(2)	氏名	
	役職	

(3)役員

役員	役員数 [人]		7
	理事	・取締役数[人]	6
	評議	員 [人]	0
	監事	/監査役・会計参与数[人]	1
		上記監事等のうち、公認会計士または税理士数[人]	1

(4)職員・従業員

職員	職員・従業員数[人]		18
	常勤職員・従業員数[人]		9
		有給 [人]	9
		無給[人]	0
	非常勤職員・従業員数[人]		9
		有給 [人]	7
		無給 [人]	2
事務原	事務局体制の備考		

(5)会員

団体会	会員数 [団体数]	497
	団体正会員 [団体数]	497
	団体その他会員 [団体数]	
個人名	会員・ボランティア数	334
	ボランティア人数(前年度実績) [人]	
	個人正会員 [人]	334
	個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
会計責任者 氏名/勤務形態	
経理担当者・通帳管理者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価(非営利組織評価センター 等)を受けてますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	
申請前年度の助成総額 [円]	
助成した事業の実績内容	

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	休眠預金事業 トヨタ財団助成金

(12))休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

(12/) 怀晓说完正子来的环况人很多是孩子的工。一个的工人							
番号	対象		申請	左記で実行団体・支援対象団体として申請中・申請予定又は採択された 場合			
	年度	事業	種別・状況	申請中・申請予定又は採択された 資金分配団体又は活動支援団体名	申請中・申請予定又は採択された 事業名		
1	2021年度	コロナ等対応支援枠	実行団体に採択	一般社団法人JP-MIRAIサービス	デジタル基盤を活用したコロナ禍 における困窮外国人支援		
1							
1							
1							
1							
1							
1							
1							
1							
1							
1							
1							
1							
1							

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	現場労働に携わる外国人労働者の定着に向けた地域連携支援事業		
団体名:	一般社団法人JP-MIRAI		
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。		

|--|

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。 過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

〈注意事項〉

へだ。事項/ ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いし

。 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規 程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等	
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期·頻度		公募申請時に提出	定款	第12条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第13条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第11条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第13条	
(5)決議事項	·評議員会規則 ·定款	公募申請時に提出	定款	第11条	
(6)決議(過半数か3分の2か)	· 足款	公募申請時に提出	定款	第14条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第17条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」とい う内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除 外規定は必須としないこととします。		社団法人のため提出しない			
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の 3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第24条 2	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第24条 2	
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期·頻度		公募申請時に提出	定款	第25条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第26条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第26条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第26条	
(5)決議事項	·定款 ·理事会規則	公募申請時に提出	定款	第28条	
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第28条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款、理事会運営規程	第30条、第10条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第28条	
● 理事の職務権					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第20条	
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第21条	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬 等並びに費用に関する	公募申請時に提出	役員報酬規程	第3条	
(2)報酬の支払い方法	規程	公募申請時に提出	無給の為無	無給の為無	

● 倫理に関する規程					
(1)基本的人権の尊重		公募申請時に提出	倫理及び利益相反防止に関する規程	第2条	
	-	 公募申請時に提出	倫理及び利益相反防止に関する規程	第3条	
(3)私的利益追求の禁止	・倫理規程・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理及び利益相反防止に関する規程	第4条	
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理及び利益相反防止に関する規程	第5条	
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること			倫理及び利益相反防止に関する規程	第6条	
(6)ハラスメントの防止		公募申請時に提出	就業規則	第40条	
(7)情報開示及び説明責任	1	公募申請時に提出	倫理及び利益相反防止に関する規程	第7条	
(8)個人情報の保護	-	公募申請時に提出	倫理及び利益相反防止に関する規程	第8条	
● 利益相反防止に関する規程		ム券中間時に従出		为 · 	
● 利益相反の記に関する処理 (1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと		公募申請時に提出	倫理及び利益相反防止に関する規程	第5.6条	
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止 のための自己申告等に 関する規程 ・就業規則	公募申請時に提出	倫理及び利益相反防止に関する規程	第3条	
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること	·審査会議規則 ·専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理及び利益相反防止に関する規程	第6条	
■ コンプライアンスに関する規程(1)コンプライアンス担当組織		八首中張吐上相川			
実施等を担う部署が設置されていること	1	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第4条	
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条	
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公 表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第7条	
● 内部通報者保護に関する規程					
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)		公募申請時に提出	内部通報制度に関する規程、内部通報制度の外部窓口	第4条	
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年 12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報制度に関する規程	第9条	
● 組織(事務局)に関する規程		,			
(1)組織(業務の分掌)		公募申請時に提出	組織運営規程	第2.3条	
(2)職制		公募申請時に提出	組織運営規程	第4条	
(3)職責	事務局規程	公募申請時に提出	組織運営規程	第5条	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	-	 公募申請時に提出	組織運営規程	第7.8条	
● 職員の給与等に関する規程					
(1)基本給、手当、賞与等	64 b 1878	公募申請時に提出	給与規程、就業規則	第24.25.26条	
(2)給与の計算方法·支払方法	→ 給与規程	公募申請時に提出	就業規則	第21.22.23.24.25条	
● 文書管理に関する規程					
(1)決裁手続き		公募申請時に提出	文書管理規程	第6条	
(2)文書の整理、保管	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第7条	
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第8条	
● 情報公開に関する規程					
以下の1.〜4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	第5条	
● リスク管理に関する規程					
(1)具体的リスク発生時の対応		公募申請時に提出	リスク管理規程	第5条	
(2)緊急事態の範囲	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条	
(3)緊急事態の対応の方針	ノハノ日 柱が性	公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条	
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第16~23条	
● 経理に関する規程					
(1)区分経理		公募申請時に提出	経理規程	第3条	
(2)会計処理の原則	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第2条	
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第4~8条	
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第12条	
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第9条	
(6)収支予算		 公募申請時に提出	経理規程	第13条	
(7)決算	†	公募申請時に提出	経理規程	第15条	
N/WAT	1	ム分十品内に使山	リエンエンルリエ	37 TO TO	